○厚生労働省告示第五百七十四号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）別表第一の第五項の第三欄第二号の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域（平成十六年厚生労働省告示第三百四十号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十一月二十七日　　厚生労働大臣　三井　辨雄

「マルチニーク　メキシコ（カンペチェ州、キンタナ・ロー州、コリマ州、シナロア州、ソノラ州、タマウリパス州、チワワ州、ナヤリト州、ヌエボ・レオン州、バハ・カリフォルニア・スル州及びユカタン州に限る。）」を「マルチニーク」に改める。

○農林水産省告示第二千四百六十九号

出願者から出願公表後に品種登録出願が取り下げられたので、種苗法（平成十年法律第八十三号）第十三条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十四年十一月二十七日　　農林水産大臣　郡司　彰

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び取下げ年月日
Cymbidium Sw.	ひかり	有限会社バイオ・ユー 香川県善通寺市櫛梨町594番地	第26805号 平成24年10月18日
Echinacea Moench.	COCONUT LIME	Arie Blom Waterbieslaan 110 NL3452 AR Vleuten, The Netherlands	第22587号 平成24年10月９日
Gypsophila L.	PEARLCELEBRATION	Menachem Bornstein 24 Rabinovich St., 58672 Holon, Israel	第26523号 平成24年10月23日
Viola L.	Sunvioanpi	サントリーフラワーズ株式会社 東京都港区芝四丁目17番５号	第26108号 平成24年10月12日
〃	Sunviomisbu	〃	第26109号 平成24年10月12日
〃	Sunviopink	〃	第26150号 平成24年10月12日

○農林水産省告示第二千四百七十号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百六条第二項の規定に基づき、平成二十五年産の麦の一類から四類まで、六類及び七類に適用する一キログラム当たり共済金額の範囲を次のように定める。

平成二十四年十一月二十七日　　農林水産大臣　郡司　彰

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険課及び関係都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四百七十一号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百三十四条第三項の規定に基づき、平成十六年一月二十八日農林水産省告示第百三十七号（農業災害補償法第百三十四条第三項の主務大臣が定める畑作物共済の共済目的の区分を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十一月二十七日　　農林水産大臣　郡司　彰

「	第四区分　春蚕繭 第五区分　初秋蚕繭 第六区分　晩秋蚕繭
を	

表秋田県の項中

「	第四区分　春蚕繭 第五区分　初秋蚕繭 第六区分　晩秋蚕繭
を	

削る。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示による改正後の平成十六年一月二十八日農林水産省告示第百三十七号の規定は、平成二十五年産の蚕繭から適用するものとし、平成二十四年以前の年産の蚕繭については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第二千四百七十二号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百四十一条の四第四項の規定に基づき、平成十六年一月二十八日農林水産省告示第百三十八号（農業災害補償法第百四十一条の四第四項の主務大臣が定める畑作物共済の共済目的の区分を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十一月二十七日　　農林水産大臣　郡司　彰

「	第四区分　春蚕繭 第五区分　初秋蚕繭 第六区分　晩秋蚕繭
を	

表東京都の項中

「	第四区分　春蚕繭 第五区分　初秋蚕繭 第六区分　晩秋蚕繭
を	

削り、同表神奈川県の項中

「	第四区分　春蚕繭 第五区分　初秋蚕繭 第六区分　晩秋蚕繭
を	

削る。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示による改正後の平成十六年一月二十八日農林水産省告示第百三十八号の規定は、平成二十五年産の蚕繭から適用するものとし、平成二十四年以前の年産の蚕繭については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第二千四百七十三号

農業機械化促進法（昭和二十八年法律第百五十二号）第八条の二第一項の規定に基づき、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構から平成二十四年度において実施した型式検査に合格した農機具の型式等について次のとおり報告があったので、同条第二項の規定に基づき、公示する。

平成二十四年十一月二十七日　　農林水産大臣　郡司　彰

1　農機具の種類、型式名、合格番号及び依頼者の名称			
農機具の種類	農機具の型式名	合格番号	依頼者の名称
農用トラクター（乗用型）用安全キャブ及び安全フレーム	ヤンマーＫＱ330M	212009	ヤンマー株式会社
〃	ヤンマーＫＱ330N	212010	〃
〃	ヤンマーＳＦ302Ｆ	212011	〃
〃	ヤンマーＳＦ302N	212012	〃

2　検査成績の概要

検査成績の概要については、農林水産省生産局農産部技術普及課、地方農政局、内閣府沖縄総合事務局及び独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構において閲覧に供するとともに、農林水産省ホームページ（ＵＲＬ：http://www.maff.go.jp）に掲載する。